

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

〔表紙〕

作者：中嶋 豊

長野県警山岳遭難救助隊第9代隊長として活躍され、県警退職後、行政書士登録をされて私どもの長野県行政書士会の会員となりました。著作の『信州山歩き地図～北信・中信編』、『信州山歩き地図～中信・南信編』には長野県の山々が描かれており、手にとって眺めるだけで登山の気分を味わうことができます。

目 次

緊急報告	・行政書士として災害にどう取り組むか …………… 2
会長のページ	・ …………… 6
平成26年度広報月 間に伴う法規監察 ・広報合同会議	・ …………… 16
法規監察部 情報 公開請求について	・ …………… 17
法定業務研修会	・ …………… 18
業 務 資 料	・ 軽自動車検査協会コールセンターの開設について …………… 19 ・ 16歳未満の「外国人登録証明書」から「在留カード」への切り替えについて …… 21 ・ 国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について …………… 22 ・ 長野県内の最低賃金のおしらせ …………… 25
黄 綬 褒 章 受 章	・ 長野県行政書士会顧問竹内波美男先生黄綬褒章受章 …………… 28
女 性 行 政 書 士 交 流 会	・ 第25回「全国女性行政書士交流会 in みえ」へ参加して …………… 30
お 知 ら せ	・ 長野県行政書士会ホームページリニューアルのお知らせ …………… 32 ・ DVDの注文 …………… 34 ・ 行政書士PR用パンフレットの注文 …………… 34 ・ 斡旋物一覧表 …………… 34
会 議 報 告	・ …………… 35
支 部 だ よ り	・ 上田地域広域連合消防本部、上田支部 若林政夫氏に対して感謝状を授与 …… 41 ・ 上田支部無料相談会報告 …………… 42 ・ 飯田女子高等学校進路ガイダンスに参加して …………… 43
会 員 の 動 き	・ 入会 ・ 退会 ・ ご逝去 …………… 44
編 集 後 記	・ …………… 44

緊急報告

行政書士として災害にどう取り組むか



去る、7月9日（水）午後5時40分ごろ、木曾郡南木曾町梨子沢で発生した土石流は、死者1人、軽傷者3人、被災家屋34棟のという甚大な被害をもたらした。

この地域は昭和41年6月24日に発生した南木曾災害の被災箇所にあたり、この大災害を受けて、大型砂防堰堤が16年の歳月をかけて施工されてきた。この梨子沢でも昭和

46年に梨子沢砂防堰堤、平成17年には梨子沢第1砂防堰堤が築かれ、今年3月より梨子沢第2砂防堰堤の工事が始まり、3日前に流路口の工事が完成した矢先であった。一般財団法人砂防・地すべり技術センターの調査では、この3つの砂防堰堤は災害時に満砂し、被害軽減に機能を果たしたと報告をしているが、結果から見ると、砂防対策は十分といえなかったと判断せざるをえず、警戒避難対策・砂防施設について再考する必要があるとまとめている。

私ども広報部では、このような災害時に行政書士として「何かできることがあるのか?」、「日頃よりどのように備えればよいのか?」について、今回の土石流災害の折りに南木曾町役場等で被災者の救援活動に参加された山崎隆二会長にインタビューをお願いしました。

○山崎隆二会長へのインタビュー

・今回の災害について教えてください。

今回の災害は激甚災害に指定されて、国から復興予算の9割が出ることになったんです。これは小さな町としては良いことなんですが、災害査定が終わらないと行政は動くことができないので、行政の動きが遅く見えてしまうんです。みんな頑張ってくれているんですけどね。

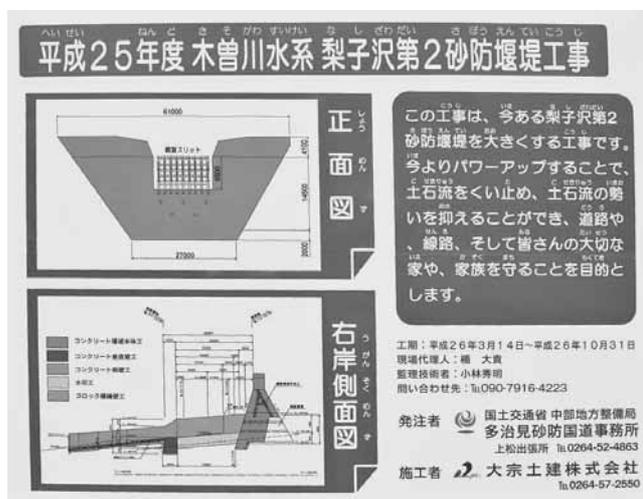
・当時の様子はどうだったのですか。

あの時の梨子沢は本当に恐ろしかったですよ。自動車ほどの岩が、流れてくると言うより飛んでくるんですよ。被害に遭われた方には申し訳ない言い方だけれども、あれぐらいの被害で済んで良かったというありさまです。実は、災害の3日前に新しい砂防堰堤が完成したところで、あの堰堤が無かったら、



どれほどの被害になったのか、想像もできないですね。

土石流のスピードは30~40km/hで、流れに対して直角に逃げるしかないんだけど、目にした時にはもう逃げ切れない。流れる岩どうしがぶつかり合って火花もでるんですよ。それで土石流のときにはきな臭いにおいがするんです。



・ 救援活動に参加されたそうですね。

私も救援活動のお手伝いをさせてもらいました。段ボールで県から送られてくる食料、弁当や水を仕分けして、避難されている方々に配ったり。それと、物だけではなく、情報を提供するようにしていました。避難されている方にとっては、水道はどうなっているのかとか、電気はいつ復旧するのかということ、とても知りたがっているんですよ。橋にはライフラインが通っていて、それが流されてしまうので、見た目では本当の被害はわからないんですね。ですから、そういう情報をできるだけ多く、避難されている皆さんに伝えられるように心がけていました。

・ 行政書士という立場で、できることはあるでしょうか。

もちろんありますよ。ああいう災害に遭ったときには、普段は簡単に思っていることがわからなくなるんですよ。行政書士は行政と街の人たちとのパイプ役ですから、できることはたくさんありますよ。例えば、被害にあわれた方が固定資産税の減免申請に行くような場合です。難しい書類ではないですが、被害に遭われた方にとっては、役場に行くのもドキドキするんです

よ。そういうときに、私たちが間に立って、ワンクッションおければ、行政書士の存在意義があるのではないですか。

ちょうど私が救援活動をしていたときに、住宅を無くされた方から「空き家があれば移りたい」ということをおっしゃってたんです。たまたま行政書士として相談を受けていた人から空き家のことを聞いていましたので、上手く話しができて、その空き家に移ることができたんです。町営住宅への避難も考えられるんですが、本人の希望に添った情報を提供できたことは、とてもうれしいことでした。



・災害への心構えをいただけますか。

防災マップも町から配られたりしていますが、皆さん読まないですね。けれども、防災マップの中には沢山の情報が盛り込まれています。それこそ行政書士として、こういう行政が発信するものに興味をもって、目を通しておくことで、いざというときに役立つ情報を身につけたり、必要な情報があることを知らせていく、そういうのも行政書士として貢献できることだと思いますね。お金になるならないより、社会貢献の気持ちで、色々な情報を発信できる、色々な情報を求めて人が来る、そういう場所に事務所をできたなら、行政書士として一番だと思います。そういう事務所は収入もあがりますよ。



本会・支部・会員の在り方＝行政書士会の将来を見据えて

1. はじめに

長野県行政書士会（以下「本会」という。）と各支部との在り方というテーマは、議論が尽きないかのようなテーマである。実際、支部が先か本会が先かと言え、長野県に限って言えば、その歴史的成立過程では支部が先であったと聞く。



しかし、本会と支部の役割は、誕生の後先とは別の話である。本会も各都道府県の行政書士会（以下「単位会」という。）と同様、行政書士法第15条によって設立が義務付けられた法人であり、支部は単位会の会則で設けることができる社団（支部会費請求訴訟では「権利能力なき社団」と判示されている）という組織構成である。

では、支部を設置する意義と支部の役割については個人の役割をどう考えるか。設置については、全国的傾向として、単位会の地理的要件と会員数によって異なる。山梨会のように、地理的にも会員数的にもコンパクトな単位会では支部の数は5支部と少ないし、マンモス会の東京では23区ごとに、静岡会では市単位などで19の支部が設置されている。概ね都道府県の地方事務所ごとに支部が存在するとも言えるだろう。

2. 長野県の場合

長野会も現在は8支部が設置されて広い県土をカバーしており、各支部に支部長や理事そして業務部会や専門部会などの組織を設け、独自に創意工夫しつつ各々の活動や支部独自の研修会を継続して歴史を積み重ねてきている。これが支部の役割の一つであろう。

本会と支部の在り方を考える場合の一つの組織的例示が、都道府県庁と地方事務所（県によっては「地域振興局」）の関係である。地方事務所では地方ごとに決済できるものについては「主体」となっていく。これは各地方の地理的・人的・文化的特性を念頭に行政や県民サービスを展開するためであり、この意義は行政書士会の支部にも共通するものである。

ただし、言うまでもなく、都道府県では第一義的には知事部局つまり県庁が統括権

と責任（義務）を持っており、一部の事務は地方事務所で決済されるにしても、活動・機能（能力）に凸凹があってはならず、「都道府県」として、地方ごとに不統一な行政が展開されないように共通の基準に基づいて行政が展開されている。（一部の事務に不統一な「取扱い」があるのは別問題。）

県民サービスの平等性や均一性からも、都道府県全体が知事部局を中心に共通の方針に基づいて行政が行われているのである。

3. 長野県行政書士会の方針

行政書士会においても、都道府県と知事部局との関係に共通の理論展開が可能である。県民サービスの平等性や均一性の観点から、支部ごとに活動・機能（能力）に凸凹があっては行政書士会及び行政書士業務への信頼性は醸成されず、行政及び市民からの業務委託も受けられない。行政及び市民の信頼性の形成のためには、県下の行政書士の活動・機能（能力）を可能な限り平等に共通化していく必要がある。

平成25年度から実施している「本会の業務部局を幅広い行政書士業務の部門ごとに細分化し、部門ごとにエキスパートを配置して県下各種の研修会を本会主導で行い、地理的ハンディもカバーするため各支部地域でも支部と連携して研修会を展開していく」という会長としての方針も、こうした県民サービスの平等性と均一性をめざし、地域に偏在することなく「行政書士」への信頼・知名度を向上させ、官と民からの会員の業務に繋げていくという発想に基づく。・・・そして現在、現に各業務部員を担当している方々は、基礎的・上級の研修を織り交ぜて精力的に県下で業務を展開してくれている。

4. 本会与支部の連動

行政書士は、その業務の幅の広さゆえに勉強することが多岐にわたる。大都市部のように専門分野の業務だけで自立するのもよいが、これからの行政書士に期待されるのは、権利義務の意識や情報が高度化し複雑化している現代社会において、そのライセンスの幅広さを最大限に活用し、事業コンサルタントから生活上の手続き相談まで幅広く相談に応じることができるような資質を身に着けることである。

そのために今後は、業務部を細分化して幅広い研修メニューを用意して会員が幅広い業務関連知識を学習できる機会を増やした県本会の組織再編を機に、本会与支部が、先輩会員と後輩会員が連動することが肝要である。

支部は、地方事務所と同様、その地理的特性を活かした身近な県民への相談相手となり、支部会員へも身近な存在として、中期的展望を持って、日行連や県本会から伝達される業務の普及・伝達、支部ごとに重点目標に置いた会員のレベルアップ活動、身近な会員による綱紀類似案件の「早期発見と治療」、そして支部会員の親睦に努めて欲しい。(もっとも、歴史的に情報伝達手段が現在ほど発達していなかった時代では、支部の組織と役割は今以上に多岐に亘るものであった。その後の情報伝達手段の発達、今後の支部の再編論にも広がる可能性を帯びている。)

本会の役割の一つとして、今後、リーディング的、主導的研修会の開催に加えて、「会員向けの業務相談」も実施したい。初めて依頼された業務にどのように対応したら良いのか戸惑う会員の存在を知覚している。新人もそうであり、専門分野だけでなく幅広く業務を展開したい会員もそうである。一般論だけに留まらず、「実際に」何の証明を集め、書類をどう作成するか理解したい会員を想定しての業務指導は、会費をいただく会員への「会」としてのサービスの一環でもあるからだ。ちなみに、毎年1月に開催している「新規登録者必修研修会」も新人会員のサポートの県的展開の一環である。

では、本会と支部の研修会等の活動は具体的にどのように連動すべきか。研修会を県本会主導で行う意義については、前述のとおり、県下の会員の業務処理能力の均一性と業務知識を習得する機会の均等性、すなわち会員の平等性に主眼を置く。

これまで各支部では、既成の業務組織の役員となったために、いわば「ノルマ」的にその年度の研修内容を探し出して事業消化的に研修会を開催してきている。従って支部ごとに研修内容はバラバラであり、必ずしも「長野県行政書士会」としての会員の業務処理能力の均一性は担保されてこなかった。これに加えて、県本会と支部の研修内容の重複性の問題や、日程の重複又は近接による県下会員の参加機会の制約の問題も存在し続けているのである。

今後は、具体的には、各支部の専門業務担当者を通じて県本会でニーズを把握するための会議を一層強化し、法改正その他の変更などを踏まえた研修会を県本会主導で開催し、支部ではさらにこれを隔々の会員にまで行き渡るよう伝達研修を開催して欲しい。

また、支部独自でも、規模や場所の問題で県本会ではできない研修、例えば「手続の電子化」に対応するためのパソコン研修、業務周辺知識に関する研修、支部単位で実施する無料相談会の相談員を育成するための研修、行政書士業務に直結し行政書士

こそが添付できる農地転用、産廃、河川法その他の業務に必要な図面に関する研修等を展開してもらいたい。

費用負担については、県本会が企画した研修会は県本会が負担し、支部が企画した研修会は支部負担とすることで統一し、県本会の業務部と「合同」して行う形の研修会は、費用負担の曖昧性（その時々で扱いを異にする）ことから見合わせたい。

以上述べてきた県本会と支部に共通する事業の展開には一定の費用が掛かり、次の「会費の徴収と配分」の問題にも連動する。

5. 行政書士政治連盟の重要性

行政書士会の立場から、行政書士政治連盟の重要性について強調しておきたい。それは、行政書士法が、戦後の国策としての復興と発展の時代の要請、すなわち官公署への許認可業務が増加し、その処理の円滑化を図らないと官公署業務が逼迫してしまうなどの時代の要請によって、国会議員の発議で行政書士法が成立し施行されたという経緯から推考できる。元より行政書士制度はこの意味で政治的産物であり、逆に言えば政治活動なくして行政書士制度の改善や存続もあり得ないという関係である。

この意味から、行政書士は官公署にとって無くてはならない存在であるはずであり、現にそうなりつつあるが、かつて車庫証明等の比較的簡易な業務の死守に主眼が置かれた時代から、国際業務を含む隣接法律業務の「総合窓口」へと「進化」している行政書士の資格において、政治的活動によって多様化する市民からの要請に呼応して官公署に協力しつつ改善を申し入れ実現していくためには、「連盟」として大きな組織力が必要であり、そのためには会員が政治連盟の会員となって声を大にしていくことが要請される。

行政書士会は政治的中立性が要請されるが、政治連盟の場合はもう一步政治に対して積極的立場であり、行政書士会の要請について、特定政党だけではなく全ての政党に対して団体として要望し、それを実現することを目的とする。

今後の国の法律家制度の議論の中では行政書士という制度そのものの在り方さえ論じられる時代である。（他の士業も他人事ではないが。）

要は、個人の行政書士会の今と将来、現在と未来は政治連盟の存在なくしてはあり得ないのであり、この意識を持って政治連盟への積極的な加盟が要請されるのである。

6. 会費の徴収と配分

さて、話は多少各論的になるが、会員の「平等」という理念は別の局面でも展開されている。平成26年度からは会員一人あたり年間7万2千円いただいている会費から一律一人1万3千円を支部に交付することとした。長年、会員一人あたりの交付金には支部ごとにかんがりのバラツキがあったが、「行政書士」という共通資格を糧としている会員で構成される支部であるから、「出資に応じた配分」が必要という観点からの改訂である。一人一律となれば、支部の収支予算も立てやすくなる。

この先は、もう一步進んで、県本会分と支部分の会費の徴収を一本化することを現在論議している。県本会の会費は元より「一律」だが、問題は、支部会費と専門部会費を別に徴収している支部もあり、専門部会費込みの支部もあり、平等のはずの会員が、所属する支部によって支払うお金が異なるというのが実態であり、これらのバラツキをどう調整するかである。また、会員への業務相談事業を展開するには一定の予算を県本会に置いておくことも必要となる。

この件については、もちろん理事と支部長の意見を調整した上での話だが、27年度の県本会と支部の予算編成の関係上、年末をめどに一定の結論に達したいと考える。

すでに県本会は、平成23年度から「会員管理システム」を導入した。これは、会員管理と経理の電算化である。この電算化システムを使って県本会費、支部会費さらに専門部会費の納入を会員の一つの口座からの引き落としで済むなら、・・・そして支部にその分が一人当たり一律に配分されるなら、会員の手間も支部の手間も省力化できる。

会費管理も県下で一律となるため、会費を長期に滞納する会員への綱紀的指導や督促手続も可能となる。(ある士業では、会費を3か月滞納すれば会員登録抹消となるらしい。)

この会費の一元的徴収と配分については、支部の独自性を阻害するのではないかと、あるいは県本会への中央集権化になるのではないかと懸念が存在する。

しかし、これまでに述べてきたとおり、支部の独自性は会費徴収権にあるのではなく、支部の活動に基礎を置くべきものであり、会費の一元的徴収と配分は、会員の利便と平等性を主眼とし、支部活動の安定化に主眼を置くものである。

無論、支部への配分金が時の会長の意向で上下することのないよう、配分率を規則で規定し、これを変更するには全県下の支部から選出されている理事による理事会での承認を要するといった支部活動の保障が同時にセットされなければならない。

なお、会費の一元的徴収と配分が実施された場合でも、支部が独自の「社団」として、業務活動や親睦旅行等に充てるための費用負担を所属支部会員から徴収する権限を奪うことはできないが、支部会費等の存廃については、支部を構成する会員の意見によって決せられるのは当然である。

この項の最後の言及として、今後の研修会においては、専門業務のプロフェッショナルである行政書士が作成した研修会資料や指導・講義については、それらの実益・恩恵を受ける立場として、「当然有料」との意識を持っていただきたい。（仮に全てを無料とするなら、県本会が全てを賄うための会費の見直しが必要となる。）

7. 対外的展開と内部的充実

将来県下の会員が業務展開していくためには、対外的な展開と内部の充実を併行して図ることが肝要である。

対外的には、一つには行政書士制度の官公署と県民へのさらなる浸透を図ることである。制度発足から60年以上経った今でも浸透度は他士業の比ではない。このため、26年度は本会の広報部員を全支部から登用した。本会のみならず、支部地域における行政・民間の各種メディアを活用して制度のさらなる普及を図るためである。また、本会のホームページも10月14日から「進化」する。

広報活動の展開は、反射的に一般監察的效果、つまり行政書士でなければこの業務はできず、他の資格ではできないとの監察的效果がある。時代に即応したメディアを活用し、対外的に行政書士業務の理解と浸透を図ることは、法律で規定された業務の専門家が市民活動をサポートすることにより行政手続きの円滑化と国民の権利義務の履行の利便に資することにほかならない。

この裏付けとなるのが、組織及び会員すなわち内部的充実である。身近な相談相手であり「街の法律家」であるべき素養、リーガルマインドそして良識と教養とを身に着けた行政書士になるために、研修と経験を通して「成長」し、社会に率先して貢献することである。

「行政書士倫理綱領」では、「人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける」と規定されている。自己研鑽することもなく、単に市民からの依頼を待っている「待ちの法律家」であってはならない。

8. 個人会員の相談会と行政書士会

登録後の日の浅い個人会員や業務依頼の少ない会員の中に公共施設等で「個人無料相談会」を開催したいとの意向がある。難易度の増す行政書士試験の「関門」を突破して合格し登録後の日の浅い会員や、依頼の量を増やしたい会員にとっては、相談会を開催することで収入を上げたいとする気持ちは理解し得るものである。

また確かに、日本国憲法第21条は表現の自由を保障し、同第22条では職業選択の自由を保障しているから、これを個人活動の根拠と主張する向きもあるだろう。

しかし、個人の宣伝ビラを配ることや、「勉強の成果」を発揮し市民相談に応じる名目で業務を勧誘するなどの行為を「個人の自由」とする視野は狭い。

端的に言えば、行政書士法は憲法の保障する職業の自由などを制限する法制度として存在しているからである。行政書士法第19条では、「行政書士又は行政書士法人でない者は業として第1条の2に規定する業務を行うことができない」と規定し、同法第21条では「19条違反に対して1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する」として刑事罰の規定を設けている。刑法上の犯罪構成要件がセットで規定されていることから、必然的に国民誰もが行政書士業務を行うことはできず、その「特権的」資格制度を担保するものとして、行政書士法では第10条に誠実業務の遂行と信用・品位保持の義務、第12条に秘密を守る義務、第13条の2に研修を受ける義務、そのほか倫理義務などが課せられているのである。

また、相談会の開催は「個人の責任」で行うからよいとする意見もある。しかし、この視点では、行政書士会が強制入会制度を採っていることと、行政や市民に対しては会がその責任を負うことを見逃してはいまいか。

個人がどのように勉強してきても、個人の能力には限界があり、相談業務は相談に來られた市民の人生の選択を左右するものでもあり、法律書籍に書いてあることだけで全ての相談に応じることは不可能である。

仮にある相談内容に関して市民との間でトラブルが生じた場合、個人の投じた一石であっても、その波及つまり苦情は「個人の責任」を超えて、県本会や支部に寄せられていること、他士業からも処分を請求されることもある点を強く意識されたい。

ある会員のトラブルについて、「行政書士会は会員を守る立場」とする考えがあるが、それは必ずしも当該個人を守るだけの意味ではない。それはもっぱら個人会員の個別の事案に注目する視点であるが、行政書士会の持つ保護法益つまり守るべきものは、会全体すなわち会員全体の利益である。

そのための広報であり、研修であり、市民相談であるし、行政書士会には、経験や研修、仲間同士の情報交換、様々な「成功と失敗」によって蓄積的に得られている業務知識や処理能力を持つ会員が存在している。それらの先輩会員を伴って、支部として、県本会として行う相談会に参加するなど、会全体としての信用力と処理能力において市民相談に応じることによって、間接的に個人会員への業務依頼が増えていくという理念を持ち、積極的に会の活動に参加し、そこから多くのものを得て欲しい。

開業してしばらくの間業務の依頼がないからと言って個人プレーに打って出るのではなく、「武士は食わねど高楊枝」の精神であって欲しい。依頼が少ない間はむしろ知識と教養の陶冶に時間が使える「チャンス」である。この間に少しずつ、親戚、友人、身近な集団から始めて自己の業務を口コミで広げ、必ず先輩会員や県本会、支部の役員に相談しながら業務を拡大して欲しい。

なお、一つの業務について「この一回で依頼は終わり」とばかりに市民感覚とかけ離れた報酬を請求する会員についての苦情も県本会に寄せられている。これも「個人の自由」であるとの意見もあろうが、市民からの依頼は「これで終わり」ではない。前述のように、行政書士の業務や報酬に対する評価は、依頼された市民と周辺の市民からも受けていることを意識し、あらかじめ報酬の概要を告げた上で業務を遂行することを是非心がけていただきたい。低額（ダンピングではない）であっても、きちんと業務を遂行したほうが、むしろ業務の依頼（収入）は確実に増える。

9. 事務局体制の整備

県本会の事務局は、長野県行政書士会の「窓口」であり、会員管理、会の収支管理、会長部局と業務部の執行事務、用紙や県証紙の販売その他、日行連及び関東地方協議会との継受事務など、会員の利便に関する事務などを行う中枢機関である。

しかし歴史的に事務局の体制整備については、議論されて来なかったという実態がある。県知事の管理下に置かれる行政書士法の施行に伴い、最初は県庁の市町村課の一角に「行政書士会」のデスクが置かれて少人数で事務を執っていた時代から、県庁東庁舎の一角を間借りする形となった時代を経て、平成19年には行政書士会館を新築していわば正式に「長野県行政書士会」として独立した。

現在では事務局長の下で3人の事務局職員が事務を行っている（26年度は関地協の当番会のため1名増員している）が、問題は会員と事務局の意識の共有である。

事務局は会と会員に関する「事務」を行う部局であって、会員以上でもなければ会

員以下でもない。しかしその運営と経費は、もっぱら会員からいただく会費に依存しているものであり、常にそのことを意識した発言と行動に努めるべきである。これは会員や役員からの苦言の裏返しを代弁するものであり、監督者としての会長の反省でもある。

今年度は、県庁部局から独立した「民間団体」である行政書士会の事務局の体制整備として、就業条件の明文化、勤務管理や退職金の会費直接積み立てを転換するなどにより、県下の会員から信頼され愛される事務局の体制整備に努めたい。

10. 会の体制整備と認識の共有

組織の在り方、すなわち行政書士会としての在り方、県本会と支部との関係についてはこれまでに述べたことを今後も復唱していきたいが、問題は認識の共有である。

今回の「会長のページ」は会長としての所見を述べたものではあるが、この所見は私の行政書士会役員としての経験や先輩諸氏から学んだこと、各種役員の考えを一定程度反映したものであることは記述しておきたい。

行政書士という日本国憲法に対して特権的な共通職業を銘板に掲げ、行政手続の円滑化と国民の利便に資するという「大志」の帆を張って航海する船に乗っているという共通認識に立って、「国、国民、日行連、県本会そして支部のために何ができるか」を一人一人が自覚し、進んで行動して欲しいというのが結論的なまとめである。

(国民という概念には、縣市町村民・在留外国人等を含む。)

※ 改正行政書士法に対する考え方

行政書士会の在り方に関連して、改正行政書士法についての所見を述べておきたい。

平成26年12月26日から改正行政書士法が施行され、行政書士業務に新たに行政不服審査申立代理権が付与されることになったが、全ての行政書士一律ではなく、一定の研修と試験を経た「特定行政書士」だけに付与される。これについては、日行連の中央研修所が主体となって、研修と考査合わせて20時間程度の研修カリキュラムの実施が検討されているが、日行連の会則改正手続と各単位会の会則改正の手続も必要となる。

そこで、行政書士の目的規定と業務規定を合わせると、行政書士の業務は、官公署手続の円滑な実施への寄与と、国民の利便に資するために、官公署に提出する書類や

権利義務又は事実証明に関する書類の作成や提出を国民に代理し、これによって報酬を得る業務を本質としている。従って、行政不服審査申立代理権は、官公署手続の円滑な実施への寄与と国民の利便に資する本来業務との整合性を前提として捉えるべきであり、官公署に対する「武器」ではなく、真に国民（許認可申請者）にとって行政処分に対する不服を申し立てざるを得ない場合に限定されるべきものである。行政書士にとって官公署との連携は引き続き重要な業務の要素であると共に、行政書士は、国民・官公署・他士業との「共存共栄」の中でこそ活躍できる業務幅の広い資格者だからである。

平成26年10月から日行連は東京都虎ノ門に移転しました。日行連が真に全国の会員の業務拡大と向上ために展開されるよう、引続き長野県行政書士会会長として建設的な提言をしていきます。会員皆様のご支援をお願いします。



長野県行政書士会館

平成26年度広報月間に伴う法規監察・広報合同会議

広報部 田嶋 亜弥

9月9日、会館2階小会議室において、法規監察・広報合同会議がありました。

今年度も、10月1日～10月31日の一か月間を行政書士制度広報月間として、積極的な広報活動を推進すると共に、非行政書士の排除等監察活動を推し進めていくため、山崎会長を中心として、基本要領の読み合わせ等が行われました。

中でも、本会と各支部が連携をし、非行政書士の排除に力を入れていく旨の説明があり、今後、規制表示板を新しく作成する等の案が出されました。

一か月間の広報月間ですが、行政書士制度の更なる業務拡大、普及を目標に、一致団結が不可欠だと感じました。



(山崎会長を中心として、広報月間について詳細の確認が行われました。)

法規監察部 情報公開請求について

広報部 田嶋 亜弥

9月9日、山崎会長、法規監察部石井部長、下井副部長及び大日方事務局長が、県行政情報センターを訪れ、公文書公開請求書を提出しました。

この公開請求は、毎年行われており、どのような割合で行政書士が各申請に関与しているか、代理は適正に行われているか、非行政書士による申請状況等を把握する目的があります。

今年度は、建設部、農政部に加え、新しく環境部に対しても請求を行いました。行政情報センターへ本提出を行う前に、各部の担当課を訪問し、今回の情報公開請求の趣旨、内容、細かな点について説明を行いました。

中でも、環境部資源循環推進課のご担当者とは、今回が初めての請求となるため、どのような範囲で公開をするのか、現在手続きが進行中のものの扱いはどうするのか等具体的な打ち合わせを行いました。収集運搬許可だけでも膨大な量になるとの予想でしたが、開示できる範囲での適正な公開をお願いして参りました。

どの課においても、行政書士の作成する書類は「さすが」と思うほど丁寧であり、行政書士の皆さんには理解をいただいているというお言葉をいただきました。

こういったうれしいお言葉をいただくと、今後も業務に邁進していかなくてはと気が引き締まります。

今後、順次各担当課より、請求した公文書の写しが公開されるとのことです。



(農政部農業政策課長へ
公文書公開請求書をお渡ししました。)



(建設部建設政策課ご担当者へ
公文書公開請求書をお渡ししました。)



(環境部資源循環推進課長へ
公文書公開請求書をお渡ししました。)



(環境部資源循環推進課ご担当者と
詳細について協議をしました。)



(行政情報センターへ本提出を行いました。)

法定業務研修会（相続の理論と実務手続）

広報部 藤森 ひろ子

10月2・3日の両日、塩尻市市民交流センター（えんぱーく）多目的ホールで平成26年度法定業務研修会が行われました。

申し込みの定員数は40名のところ希望者多数で70余名で締め切ったと聞いており断られた会員も少なくなかったようです。この分野に関する関心の高さの表れでしょうが、無料相談会を行っても相続に関する相談が常に上位です。この頃はさまざまな業界でも平成27年1月の相続税制の改正に向け何かと騒がれております。

この時期での研修会は有難かったです。テキスト本の他にもサブテキスト、補助資料等も作成して下さり分かりやすく解説して頂き助かりました。「相続の理論と実務手続」の講義と絡め、「コンプライアンスの研修」、松本の公証人粕先生の「遺言・公正証書遺言の事例等」、「成年後見制度と行政書士の業務」の講義もありました。知識を深め、行政書士として業務に大切な事柄についても学びました。

2日間の朝から夕までの講義は、受講者にとっても講師陣の皆様にとっても大変ご苦勞様でした。この研修会をサポートして頂きました企画研修部、コスモスしなの並びに事務局の皆様にも感謝いたします。

終わりに、公証人粕先生から頂きました「遺言川柳」（幻冬舎利）から気になりました句を紹介して研修会の報告とします。

土地をくれ 家も欲しいよ 親いらぬ
三兄弟 初七日 終われば 三国志
最後まで お世話したのに みな平等
あの世まで 聞きに行きたい 事情でき

遺言書に 熱き想いを 残したい
こういう句なら争族なく幸せな気持ちになりますよね。



佐藤副会長



二瓶市民法務副部長



松本公証役場公証人
粕信雄先生



研修会の様子



コスモスしなの諸野協副支部長

業 務 資 料

日行連発第571号
平成26年9月1日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 北 山 孝 次
第一業務部
部 長 矢 野 浩 司

軽自動車検査協会コールセンターの開設について（お知らせ）

今般、軽自動車検査協会において、平成26年10月1日より、コールセンターを開設することについての連絡が参りましたので、下記のとおりお知らせいたします。

コールセンターが開設されますと、軽自動車検査協会の全国の各事務所・支所の電話番号がコールセンター専用の電話番号に切り替わることとなり、現在の電話番号は廃止されることとなりますので、各単位会において所属会員への周知についてご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、当該情報については月刊日本行政においても記事掲載を予定しておりますのでご承知置きください。

記

【別 添】

「軽自動車検査協会コールセンターの開設について」（軽自動車検査協会より）

以 上

軽自動車検査協会 事務所別電話番号(コールセンター)一覧

2014年10月1日現在

事務所名	新電話番号 (コールセンター)	旧電話番号 (9月30日まで)	事務所名	新電話番号 (コールセンター)	旧電話番号 (9月30日まで)
本部	変更なし		愛知主管事務所	050-3816-1770	052-659-2311
札幌主管事務所	050-3816-1763	011-763-0996	愛知主管事務所 豊橋支所	050-3816-1771	0532-34-3311
函館事務所	050-3816-1764	0138-48-2500	愛知主管事務所 三河支所	050-3816-1772	0565-51-2555
旭川事務所	050-3816-1765	0166-52-3762	愛知主管事務所 小牧支所	050-3816-1773	0568-75-3464
室蘭事務所	050-3816-1766	0143-46-1557	福井事務所	050-3816-1774	0776-38-1509
釧路事務所	050-3816-1767	0154-51-0881	岐阜事務所	050-3816-1775	058-394-0232
帯広事務所	050-3816-1768	0155-33-3999	静岡事務所	050-3816-1776	054-262-0540
北見事務所	050-3816-1769	0157-24-1419	静岡事務所 浜松支所	050-3816-1777	053-435-3945
宮城主管事務所	050-3816-1830	022-388-9112	静岡事務所 沼津支所	050-3816-1778	055-988-3847
青森事務所	050-3816-1831	017-739-6568	三重事務所	050-3816-1779	059-234-8431
青森事務所八戸支所	050-3816-1832	0178-21-2135	大阪主管事務所	050-3816-1840	06-6612-1565
岩手事務所	050-3816-1833	019-639-8011	大阪主管事務所 高槻支所	050-3816-1841	072-661-5877
秋田事務所	050-3816-1834	018-862-3270	大阪主管事務所 和泉支所	050-3816-1842	072-273-1561
山形事務所	050-3816-1835	023-686-6080	滋賀事務所	050-3816-1843	077-585-7103
山形事務所 庄内支所	050-3816-1836	0235-68-1350	京都事務所	050-3816-1844	075-671-0928
福島事務所	050-3816-1837	024-546-3222	奈良事務所	050-3816-1845	0743-58-3018
福島事務所 いわき支所	050-3816-1838	0246-44-4660	和歌山事務所	050-3816-1846	073-433-4655
東京主管事務所	050-3816-3100	03-3472-1561	兵庫事務所	050-3816-1847	078-927-3648
東京主管事務所 練馬支所	050-3816-3101	03-5399-3811	兵庫事務所 姫路支所	050-3816-1848	079-231-4101
東京主管事務所 足立支所	050-3816-3102	03-3897-5675	広島主管事務所	050-3816-3080	082-503-8475
東京主管事務所 八王子支所	050-3816-3103	042-557-6262	広島主管事務所 福山支所	050-3816-3081	084-934-4887
東京主管事務所 多摩支所	050-3816-3104	042-358-1411	鳥取事務所	050-3816-3082	0857-28-7001
茨城事務所	050-3816-3105	029-293-9989	鳥根事務所	050-3816-3083	0852-37-0539
茨城事務所 土浦支所	050-3816-3106	029-843-3535	岡山事務所	050-3816-3084	086-245-3600
栃木事務所	050-3816-3107	028-645-5161	山口事務所	050-3816-3085	083-924-0542
栃木事務所 佐野支所	050-3816-3108	0283-20-6116	香川主管事務所	050-3816-3122	087-870-6676
群馬事務所	050-3816-3109	027-261-4621	徳島事務所	050-3816-3123	088-641-4848
埼玉事務所	050-3816-3110	048-725-2626	愛媛事務所	050-3816-3124	089-975-6730
埼玉事務所 所沢支所	050-3816-3111	049-258-8011	高知事務所	050-3816-3125	088-842-5734
埼玉事務所 熊谷支所	050-3816-3112	048-574-1662	福岡主管事務所	050-3816-1750	092-641-8926
埼玉事務所 春日部支所	050-3816-3113	048-745-7733	福岡主管事務所 北九州支所	050-3816-1751	093-474-3301
千葉事務所	050-3816-3114	043-245-0163	福岡主管事務所 久留米支所	050-3816-1752	0942-21-5680
千葉事務所 習志野支所	050-3816-3115	047-461-6600	福岡主管事務所 筑豊支所	050-3816-1753	0948-82-3508
千葉事務所 袖ヶ浦支所	050-3816-3116	0438-63-2844	佐賀事務所	050-3816-1754	0952-30-4078
千葉事務所 野田支所	050-3816-3117	04-7120-2020	長崎事務所	050-3816-1755	095-839-1900
神奈川事務所	050-3816-3118	045-938-7752	長崎事務所 佐世保支所	050-3816-1756	0956-32-5865
神奈川事務所 湘南支所	050-3816-3119	0463-54-8825	長崎事務所 厳原分室	050-3816-1757	0920-52-3587
神奈川事務所 相模支所	050-3816-3120	046-284-4550	熊本事務所	050-3816-1758	096-369-5979
山梨事務所	050-3816-3121	055-262-7269	大分事務所	050-3816-1759	097-523-0646
新潟主管事務所	050-3816-1850	025-275-5845	宮崎事務所	050-3816-1760	0985-51-3050
新潟主管事務所 長岡支所	050-3816-1851	0258-22-0555	鹿児島事務所	050-3816-1761	099-262-0606
富山事務所	050-3816-1852	076-423-8472	鹿児島事務所 大島分室	050-3816-1762	0997-53-2808
石川事務所	050-3816-1853	076-269-4747	沖縄事務所	050-3816-3126	098-877-6879
長野事務所	050-3816-1854	026-244-4563	沖縄事務所 宮古分室	050-3816-3127	0980-74-3507
長野事務所 松本支所	050-3816-1855	0263-58-4055	沖縄事務所 八重山分室	050-3816-3128	0980-84-3233

【事務連絡】
平成26年9月10日

担当副会長
国際副部長
国際部員 殿
支部長
支部国際部会長

長野県行政書士会
国際部長 赤羽 康志

16歳未満の「外国人登録証明書」から「在留カード」への切り替えについて

「永住者」を含む中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は、2015年7月8日までに「在留カード」に切り替えることになっています。

「永住者」以外の在留資格の場合は、在留期間の満了日または16歳の誕生日のいずれか早い日までに、「永住者」の場合は、2015年7月8日または16歳の誕生日のいずれか早い日までに切り替える必要があります。

16歳未満の「外国人登録証明書」から「在留カード」への切り替えは、16歳の誕生日の6ヶ月前から申請することができますので、早めの切り替えをお勧めします。

16歳の誕生日を過ぎても在留カードへの切り替えがされていない場合の在留カード交付申請は、通常の切り替えの申請とは扱いが異なりますのでご注意ください。

○申請書は「在留カード交付申請書」ではなく、「在留カード有効期間更新申請書」を使用し、申請人の署名欄には代理人ではなく16歳になった本人が署名します。

○申請が遅れた理由を記した「陳述書」を添付します。（入管に参考様式あり）

以上

事 務 連 絡

平成26年 9 月19日

都道府県行政書士会 担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局

企画課

国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等に関するお願い

平素より、土地行政に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省では、10月を土地月間と定めて各種の広報活動を行っており、土地・建設産業局企画課においても、同制度に関するポスター及びリーフレットを作成し、普及・啓発活動を行っております。

つきましては、同封のポスター及びリーフレットを貴会会員に周知していただきますようお願いいたします。また、同制度については、国土交通省ホームページ (<http://tochi.mlit.go.jp/torihiki/torihiki-kisei>) に掲載しており、ポスター等のダウンロードが可能となっております。

お忙しいところ恐縮ですが、御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。

【担当】

国土交通省土地・建設産業局企画課

星野、浜田

TEL： 03-5253-8111（内線30434）

FAX： 03-5253-1558

一定面積以上の土地取引には国土利用計画法に基づく

届出が必要です!



都市計画区域外
10,000m²以上



市街化区域以外の
都市計画区域
5,000m²以上



市街化区域
2,000m²以上

届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内です。

届出は、市町村長を経由して都道府県知事又は政令市長に対して行います。

届出がなされた土地について利用目的の審査が行われます。

届出をしなかった場合は、罰せられます。

詳しくは土地の所在地の都道府県または政令市にお問い合わせ下さい。



国土交通省

http://tochi.mlit.go.jp/02_04.html

ご存じでしたか？

届出制度

Q & A

Q1 国土利用計画法の届出制度とは何ですか？

A 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るための制度です。

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

Q2 届出の必要な土地取引と、届出事項について教えてください。

A 一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合に、土地の利用目的などについて届け出る必要があります。

届出の必要な土地取引については、**一定面積以上 ※1の大規模な土地について、土地売買等の契約 ※2(対価の授受をともなう土地に関する権利の移転または設定をする契約)を締結した場合に、届出が必要です。**

※1 一定面積以上の土地

イ) 市街化区域：2,000㎡以上
ロ) イを除く都市計画区域：5,000㎡以上
ハ) 都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上
なお、個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要です。

※2 土地売買等の契約

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡 など
なお、これらの取引の予約である場合も含まれます。

届出事項については、(1)契約当事者の氏名・住所等、(2)契約締結年月日、(3)土地の所在および面積、(4)土地に関する権利の種別および内容、(5)土地の利用目的、(6)土地に関する対価の額などです。

Q3 届出は誰が行うのですか？ また、届出はいつまでに、どこで行えばよいのですか？

A 土地に関する権利の取得者が2週間以内に市・区役所、町村役場へ届け出なければなりません。

届出は、**土地に関する権利の取得者(買主等)**が行います。

契約(予約を含みます。)を締結した日を含めて**2週間以内(たとえば、水曜日に契約を締結したら、翌々週の火曜日まで)**に、**土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口**に届け出てください。

※届出期間の最終日が行政機関の休日(土日、国民の休日、十二月二十九日～翌年一月三日)である場合には、特例として、休日の翌日(次の開庁日)が期限となります。

※注視区域・監視区域に指定されている地域における土地取引の届出については、契約(予約を含みます。)の6週間前に届出が必要です。詳しくは土地の所在する都道府県・政令市の国土利用計画法担当課または最寄りの市・区役所、町村役場へおたずね下さい。

Q4 届出をしないとどうなりますか？

A 届出をしないと法律で罰せられます。

届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

長野県内の最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

長野県内の事業場で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している全ての使用者に適用される「長野県最低賃金」が、平成26年10月1日から時間額728円に改正されました。

この機会に、ぜひ賃金の確認をしてみてください。

なお、対象となる賃金は、通常の労働時間・労働日に対応する賃金で、臨時に支払われる賃金、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当などは含まれません。

また、最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援制度（業務改善助成金や相談窓口）がありますので、是非ともご活用ください。

—お問い合わせは—

長野労働局労働基準部賃金室（026-223-0555）

または最寄りの労働基準監督署へ

長野労働局 HP [長野労働局](#) [検索](#)

労働基準監督署名・電話番号	管轄区域
長野労働基準監督署 TEL 026-223-6310	長野市（若穂地区を除く）、千曲市、上水内郡、埴科郡
松本労働基準監督署 TEL 0263-48-5693	松本市（旧梓川村の区域を除く）、安曇野市のうち旧明科町の区域、塩尻市、東筑摩郡、木曾郡
岡谷労働基準監督署 TEL 0266-22-3454	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡
上田労働基準監督署 TEL 0268-22-0338	上田市、東御市、小県郡
飯田労働基準監督署 TEL 0265-22-2635	飯田市、下伊那郡
中野労働基準監督署 TEL 0269-22-2105	中野市、須坂市、飯山市、上高井郡、下高井郡、下水内郡、長野市若穂
小諸労働基準監督署 TEL 0267-22-1760	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡
伊那労働基準監督署 TEL 0265-72-6181	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡
大町労働基準監督署 TEL 0261-22-2001	大町市、安曇野市（旧明科町の区域を除く）、北安曇郡、松本市のうち旧梓川村の区域

もう、チェックした？



長野県



最低賃金

7 2 8 時間額
円

平成26年10月1日から！

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

電話でチェック！

長野労働局労働基準部賃金室
026-223-0555

ウェブでチェック！

最低賃金制度 検索

スマホでチェック！



最低賃金未満の労働契約は、無効です。





最低賃金って・・・？



働くすべての人が対象！



都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[最低賃金の比較方法]

1 時間給の場合

▶ 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

2 日給の場合

▶ 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

3 月給の場合

▶ 月給 \div 1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

4 上記1~3の
組み合わせの場合

▶ 例えば基本給が時間給制で各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

長野県行政書士会顧問 竹内波美男先生が黄綬褒章を受章されました。
表敬を込めて事務所を訪問させていただきました。



>本日はお忙しい中、お時間を拝借して恐縮です。

黄綬褒章受章おめでとうございます。

まずは、開業から現在までを振り返っていただけますか？

昭和 53 年 1 月、当時 26 歳のときに開業して 36 年になります。

当時と今で大きく変わったと思えることは、行政書士のステータスが上がったと感じます。

例えば、帰化申請において法務局に出向く際に申請人

と同席できるようになりました。

以前はせいぜい窓口までの帯同で、一緒に入室することはできませんでした。

平成 14 年の代理権獲得あたりからの傾向だと思います。

中国に「水を飲んで井戸を掘った人を忘れず」ということわざがあります。

先人の尽力に対して感謝を忘れずに、という意味です。

>自分は平成 6 年入会なのですが、当時の新人研修で竹内先生が講師を務めていました。

あれから 20 年になりますが、当時の予言は的中しているのですよ。

—絶対に止められない流れがある。キーワードは「国際」「高齢」「情報」「環境」—
う〜ん、そう言いましたか……。的確な講義ができてよかったですね。

>行政書士として成功の秘訣を教えてください。

秘訣といますか、目立って頭角を現す人に何点かの共通項があります。

①独自性ある専門分野を確立している。

②何事にも物怖じしない。

③常識をわきまえる。

④金銭感覚がシビア。

正直言って「こんな分野が仕事になるのか？」と首をかしげるようなものもあります。

つまり、これまである古典分野に縛られずに、イノベーション的な着眼点を持つべきだということ。特に若い人達には大いに期待したいところです。

金銭感覚とは、お金の出入り、報酬のもらい方、経費の使い方を含めた広い意味があります。

シビアとは儉約だけではなく、賢い使い方という意味です。

>行政書士業務の未来についてどうお考えですか？

これまでの20年間は下降線でしたが潮目が変わったと感じています。

期待を込めて上向きになったと思いたい。

この20年間に開業した人達は厳しい時代をよくがんばってきたと思います。

ただ座していても何も起こりませんが、イノベーション的な着眼点をもってチャンスをもものにしてほしい。



>最後に若手へのメッセージをお願いいたします。

イノベーションの前に大切なことがあります。

絶対に止められない流れ・・・キーワードのひとつ「情報」について。

情報化が進んだ今、インターネットで簡単に答えが出てくる時代です。

この時代に必要なのは、インターネット検索に負けない知識です。

当たり前ですが徹底的に勉強してください。

余談ですが、様々な懇親会の席で身内だけで固まっている人が多いように感じます。

身内の懇親はいつでもできます。せっかくのチャンスにどんどん他人と交流すべきです。

>本日はありがとうございました。

(interviewer 広報部 林)

Wikipedia より

イノベーション (innovation) とは、物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」(を創造する行為) のこと。一般には新しい技術の発明と誤解されているが、それだけでなく新しいアイデアから社会的意義のある新たな価値を創造し、社会的に大きな変化をもたらす自発的な人・組織・社会の幅広い変革を意味する。つまり、それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすことを指す。

第 25 回 「全国女性行政書士交流会 in みえ」に参加して

諏訪支部 五味 直美

平成 26 年 6 月 29 日～30 日に開催された第 25 回「全国女性行政書士交流会 in みえ」に長野会からは 8 名の会員が参加しました。

北は山形から南は沖縄まで、全国 21 の単位会から総勢 108 名が一堂に会し、会場となったナガシマリゾート長島温泉ホテル花水木は華やかな雰囲気になりました。午後 1 時半の開会を待つ間に、地元三重県桑名市のキャラクター「ゆめはまちゃん」との記念撮影が行われました。ポラロイド写真を人数分撮っていただけるとあって大人気！もちろん私たちも張り切ってポーズをとりました。



ゆめはまちゃんと記念撮影

記念講演は「仕事をする元気な女性達へ贈る言葉！」と題して、シンクロナイズドスイミング元日本代表武田美保さんのお話を伺いました。武田さんは、鈴木英敬三重県知事夫人、スポーツコメンテーター、シンクロクラブ指導者、三重大学社会連携研究センター特任教授など、いくつもの顔をお持ちのバイタリティー溢れる素敵なお方で、気さくな笑顔とはきはきとしたお話しぶりが大変魅力的です。水泳を始めた頃のこと、あるコーチとの出会いからシンクロに転向したこと、五輪選手時代、そして現在の妻、母としての役割と仕事との両立に至るまで、テンポの良いユーモア溢れるお話に思わず引き込まれました。特に、才能豊かで華やかな実績を誇る先輩選手に憧れを抱きながらも冷静に自身を見つめ、トップに立つまでの道筋を思い描きながら練習に打ち込み、ついには日本代表の座に就くに至ったというくだりが強く印象に残りました。確かに生まれながらの才能も運も必要だけど、現在の自分を知ったうえで目標を定め、努力を重ねることが成功につながるのだということを改めて感じました。

分科会では 8 つのテーマに分かれて各単位会での取り組みの紹介や課題についての話し合いを行い、グループごとに発表しました。長野会会員は「民事法務」「農地・開発」「国際」「成年後見」「仕事をする女性」の各グループに参加しました。活発に情報を交換し、普段知る機会の少ない他の単位会の様子を伺って刺激を受け、有意義な時間を持つことができました。

懇親会では単位会ごとに自己紹介をする時間



分科会の皆さんと

があり、私たち長野会はもちろん県歌信濃の国を披露し、大きな拍手をいただきました。終盤には、企画を担当された三重真珠会の皆さまによるミニコンサートが行われ、フルート二重奏やサクソによるジャズ、男性会員有志も加わっての混声合唱など、ディナーショーながらの楽しいひとときとなりました。夕食後は各自お土産を物色したり、多彩な温泉施設を堪能したりとゆったりのんびりとした夜を過ごしました。

二日目は全員で朝食を共にしながら別れを惜しみ、次回の開催地・東京での再会を誓って散会となりました。あっという間の二日間でしたが、このような機会がなければ出会えなかったであろう多くの方々と交流できたことはとても楽しい経験でした。今回の交流会のために長期間準備に奔走され、当日も疲れも見せずに何役もこなされていた三重会の皆さまに心から感謝いたします。お土産に頂いた真珠のように、地道な努力を積み重ね、品格ある輝きを持ち続けたいとの思いを新たにしました二日間でした。



第25回 全国女性行政書士交流会 in みえ 平成26年6月29日 於 ホテル花水木

お知らせ

長野県行政書士会ホームページリニューアルのお知らせ

広報部では、昨年よりホームページのリニューアル事業を推進して参りました。結果、10月中に新たなホームページが稼働できることとなりました。会員の皆さまには、支部等を通してリニューアルに関する詳細な日程につきお知らせいたしますのが、サーバー移行時に若干のご不自由をお掛けする場合がありますので、ご承知おきください。

また、新たなホームページにつきまして、より使いやすいものとするため、会員の皆さまから画像やデータの提供をいただきたいと考えております。具体的には「トップページの背景画像」や「行政書士業務に関する広報記事」、「部会や支部のお知らせ」、会員紹介ページに掲載する「会員の写真やプロフィールデータ」です。広報部では、これらの情報を発信することで、ホームページを閲覧された一般の皆さまに「行政書士及び行政書士業務」について知っていただき、業務の依頼に繋がるようにと考えております。また、会員のページからは許認可等の書類を簡便にダウンロードでき、業務に関するノウハウなども共有できるようにしていきたいと考えております。

会員の皆さまにはお手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

<新しいホームページのトップ画面>

※トップページ下部に会員紹介がランダム表示されるようにいたしました。

<会員紹介のページ>

※会員一人一人のプロフィールも
充実させていきたいと考えてお
ります。

<スマホ用トップ画面>

※スマホ・携帯からも会員情報を探
ことができます。



行政書士法制定60周年記念DVDの注文

行政書士のPR用DVDの注文を受け付けます。地域の福祉活動に又ご自分の職域の確保に、「相続」が「争族」にならないようにとわかり易い内容となっています。

申し込みは、1部1,000円、送料は別となります。

(FAX 026-224-1305)



1部 1,000円
(送料 別)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____

行政書士PR用パンフレットの注文

行政書士のPR用パンフレットの注文を受け付けています。名刺と共に、又名刺代わりにご活用頂きたいと思えます。申し込みは、100部単位で、1部は15円とします。(FAX 026-224-1305)

----- 申 込 書 -----

_____ 支 部 _____

氏 名 _____

_____ 部購入 (送料は自己負担) _____



幹 旋 物 一 覧 表

品 名	価 格	備 考
書 類 作 成 印	2,600円	
行 政 書 士 徽 章 (ネジ)	2,550円	送料実費
行 政 書 士 徽 章 (タイタック)	2,550円	〃
事 件 簿 用 紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸 籍 謄 本 等 職 務 上 請 求 書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。送料実費
自 然 公 園 法 の 手 引	1,000円	〃
新 会 社 法 パ ー ト 2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

会 議 報 告

□正副会長会・総務部会合同会議

- 1 と き 平成26年7月23日(水)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、
吉田各副会長、日野副部長、関、
竹淵、河西、高田部員
- 4 会議事項
 - (1) 日行連関地協連絡会について
 - (2) コンプライアンスマニュアルの編集について
 - (3) 会員の指導について
 - (4) その他

□国際部研修会

- 1 と き 平成26年7月24日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出 席 者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部
長、春日部員、会員4名
- 4 研修内容・講師
「行政書士申請取次実務研修会 効果測定対
策」
講師：国際部員

□運輸交通部・上田支部運輸交通部 会共催研修会

- 1 と き 平成26年7月25日(金)
- 2 と ころ 上田市、上田駅前パレオビル
- 3 出 席 者 坂本副会長、大野部員、会員12名
- 4 研修内容・講師
「行政書士の自転車事故対応要領及び交通事
故の実態調査の実務」について
講師：本会運輸交通部員 大野征也先生

□建設部会

- 1 と き 平成26年7月28日(月)
- 2 と ころ 松本市、松本合同庁舎
- 3 出 席 者 坂本副会長、香坂部長、原田副部
長、仲村部員

4 会議事項

- (1) 松本建設事務所訪問について
- (2) 建設業実務研修会の研修内容の打合せにつ
いて
- (3) その他

□長野県社会福祉協議会主催平成26 年度権利擁護ネットワークセミナー

- 1 と き 平成26年7月29日(火)
- 2 と ころ 松本市、浅間温泉文化センター
- 3 出 席 者 深澤会員(コスモスしなの)

□関地協国際業務連絡会

- 1 と き 平成26年7月31日(木)
- 2 と ころ 東京都、合同相談センター
- 3 出 席 者 山崎会長、吉田副会長
- 4 議 題
 - (1) 代表幹事の選任について
 - (2) 平成26年度事業計画について
 - (3) 東京入国管理局での無料相談会開催につ
いて
 - (4) その他

□東京会国際部主催第1回入管実務 研修会

- 1 と き 平成26年8月1日(金)
- 2 と ころ 松本市、株式会社法学館／伊藤塾
- 3 出 席 者 吉田副会長、春日部員
- 4 研修内容・講師
 - (1) 職業倫理・国際部長 古谷武志先生
 - (2) 入管業務総論・国際部員 能登八郎先生
 - (3) 入管業務各論(就労)・国際部員 下田佳男
先生
 - (4) 入管業務各論(永住)・国際部員 栗栖好朗
先生

□広報部会

- 1 と き 平成26年8月8日(金)

- 2 ところ 松本市、松本支部事務局
- 3 出席者 蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各
部員
- 4 会議事項
 - (1) 会報125号について
 - (2) 10月広報月間について
 - (3) (株)像形との契約について
 - (4) 団扇のキャッチフレーズ持ち寄り
 - (5) ラジオ放送について
 - (6) その他

□ADR 手続実施者研修会

- 1 と き 平成26年8月8日(金)
- 2 ところ 松本市、信州大学大学院
- 3 出席者 荻原委員長、深澤副委員長、小林
委員、手続実施者10名、会員25名
- 4 研修内容・講師
民法の考え方と具体的相談処理の要点
講師：信州大学法科大学院法曹法務研究科
池田秀敏教授

□市民法務部「商法講座」

- 1 と き 平成26年8月9日(土)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部
長、大塚部員、会員20名
- 4 研修内容・講師
電子商取引・信州大学経済学部 長瀬一治教
授

□正副会長会

- 1 と き 平成26年8月11日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉
田各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 関地協連絡会の実施について
 - (2) その他

□正副会長会・総務部会合同会議

- 1 と き 平成26年8月11日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉
田各副会長、日野副部長、関、
竹淵、河西、高田各部員
- 4 会議事項
 - (1) 関地協連絡会の実施について
 - (2) その他

□申請取次行政書士管理委員会

- 1 と き 平成26年8月11日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、吉田委員長、高田、赤
羽各委員
- 4 会議事項
 - (1) 申請取次行政書士管理委員会規則の一部改
正(案)について
 - (2) 会員の地方入国管理局長及び日行連管理委
員会への通知について
 - (3) その他

□環境部会

- 1 と き 平成26年8月12日(火)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、清水部長、平賀部員
- 4 会議事項
 - (1) 今後の事業実施計画について
 - (2) その他

□企画研修部会

- 1 と き 平成26年8月22日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、臼井部長、永村副部
長、井出部員
- 4 会議事項
 - (1) 法定業務研修について
 - (2) 著作権相談員フォロー研修について
 - (3) その他

□理事会

- 1 と き 平成26年8月22日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、
吉田各副会長、荻原、日野、
若林、関、赤羽、二瓶、宮島、
深澤、小野、臼井、和田、小林、
蟹澤、高田各理事、河西、熊井、
小畑各監事
- 4 会議事項
 - (1) 広報月間の対応について
 - (2) 行政書士会申請取次行政書士管理委員会規則の一部改正(案)について
 - (3) 本会と支部会費の徴収方法について
 - (4) 綱紀案件について
 - (5) 関地協連絡会の実施について
 - (6) その他

□各支部法規監察関係担当者会議

- 1 と き 平成26年8月27日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、石井部長、下井副部長、石丸部員、佐藤、土屋、関、赤羽、大前各支部担当者
- 4 会議事項
 - (1) 平成26年度の広報月間について
 - (2) 各支部における意見・要望について
 - (3) 窓口規制板について
 - (4) その他

□支部長会

- 1 と き 平成26年8月27日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、
吉田各副会長、各支部長
- 4 会議事項
 - (1) 支部の運営について
 - (2) 本会と支部会費の徴収方法について
 - (3) 会員の指導について
 - (4) その他

□暴力団等排除対策委員会

- 1 と き 平成26年8月27日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 長野県警察本部組織犯罪対策課
青木辰夫課長、同暴力団排除推進室
神林徹課長補佐、(公財)長野県暴力追放県民センター武井幸雄
専務理事、山崎会長、坂本、佐藤、
山本、吉田各副会長、日野、北原、
宮島、小野各支部長
- 4 会議事項
 - (1) 委員の委嘱について
 - (2) 情報交換
 - (3) その他

□国際部研修会

- 1 と き 平成26年8月28日(木)
- 2 ところ 伊那市、伊那市立図書館
- 3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員、会員26名
- 4 研修内容・講師
在留資格「日本人の配偶者等」各種申請の基礎と実際・国際部員

□環境部研修会(廃棄物許可)

- 1 と き 平成26年8月29日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、清水部長、中山副部長、平賀部員、会員9名
- 4 研修内容・講師
 - (1) 特別研修ダイジェスト編(経営分析)・平賀部員
 - (2) 産廃収運業・処分業・処理施設の申請について(座談会)・清水部長

□建設部・飯田支部共催研修会

- 1 と き 平成26年8月30日(土)
- 2 ところ 飯田市、ホテル弥生
- 3 出席者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、仲村部員、会員26名

- 4 研修内容・講師
本気でやる「建設業許可の手引」徹底読解・
本会建設部員

□環境部研修会(廃棄物許可)

- 1 と き 平成26年9月5日(金)
2 ところ 長野市、会館
3 出席者 佐藤副会長、清水部長、中山副部長、平賀部員、会員19名
4 研修内容・講師
(1) 産廃収運業許可申請について・清水部長
(2) 長期的財務計画書について・平賀部員

□長野県社会福祉協議会主催信州 パーソナル・サポート・モデル事 業県域連絡会

- 1 と き 平成26年9月5日(金)
2 ところ 長野市、長野合同庁舎
3 出席者 山崎会長
4 議 題
(1) 生活困窮者の相談支援に係る連携やネット
ワークづくりについて
(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくりについ
て
(3) その他

□山梨会主催国際関係研修会

- 1 と き 平成26年9月5日(金)
2 ところ 甲府市、県立青少年センター
3 出席者 赤羽部長
4 研修内容
在留資格「技能実習」に係る実務と留意点に
ついて

□農林部・北信支部農林建設部会共 催研修会

- 1 と き 平成26年9月6日(土)
2 ところ 中野市、中野市民会館
3 出席者 坂本副会長、若林部長、石川副部長、小島部員、会員50名
4 研修内容・講師

太陽光発電施設に関する申請について・若林
部長

□中村利雄先生黄綬褒章受章祝賀会

- 1 と き 平成26年9月6日(土)
2 ところ 千葉市、アパホテル&リゾート東
京ベイ幕張
3 出席者 山崎会長

□法規監察・広報合同会議

- 1 と き 平成26年9月9日(火)
2 ところ 長野市、会館
3 出席者 山崎会長、石井法規監察部長、
下井同副部長、石丸同部員、蟹澤
広報部長、林同副部長、田嶋、
藤森、東谷、宮島、大前同各部員
4 会議事項
(1) 行政書士制度広報月間について
(2) その他

□市民法務部「商法講座」

- 1 と き 平成26年9月13日(土)
2 ところ 松本市、松本市勤労会館
3 出席者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部
長、大塚部員、会員16名
4 研修内容・講師
電子商取引・信州大学経済学部 長瀬一治教
授

□入札参加資格の変更についての説 明会

- 1 と き 平成26年9月16日(火)
2 ところ 長野市、会館
3 説明者 長野県建設部建設政策課技術管理
室 向山副主任専門指導員
4 出席者 坂本副会長、香坂部長、原田副部
長、仲村部員

□保健生活安全部会

- 1 と き 平成26年9月16日(火)
2 ところ 東京都、行政書士会館

- 3 出席者 長野県警察本部生活安全企画課課長須江一幸様、同課長補佐小林初雄様、同風俗係長村上真一郎様、吉田副会長、和田部長、柳澤副部長

4 会議事項

- (1) 長野県警察本部生活安全企画課との意見交換会

□関地協会会長会議

- 1 と き 平成26年9月17日(水)
2 ところ 東京都、行政書士会館
3 出席者 山崎会長、大日方事務局長、内川事務局職員

4 会議事項

- (1) 日行連と関東地方協議会との連絡会について
(2) 各業務連絡会の運営について
(3) その他

□ADR 手続実施者研修会

- 1 と き 平成26年9月17日(水)
2 ところ 長野市、会館
3 出席者 荻原委員長、深澤副委員長、小林委員、手続実施者9名、会員9名

4 研修内容・講師

スキルトレーニング①、②

講師：上級手続実施者、ADR特別委員

□広報部会

- 1 と き 平成26年9月18日(木)
2 ところ 長野市、会館
3 出席者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各部員、中嶋長野支部会員

4 会議事項

- (1) ホームページについて
(2) その他

□経営審査業務に係る視察について

- 1 と き 平成26年9月22日(月)
2 ところ 横浜市、日本生命ビル
3 出席者 坂本副会長、香坂部長、原田副部長、仲村部員

4 視察事項

- (1) 経営審査業務の内容
(2) 経営審査業務に至る経過
(3) その他

□第1回無料相談会

- 1 と き 平成26年9月24日(水)
2 ところ 長野市、会館
3 出席者 佐藤副会長、小野部長、二瓶副部長、大塚部員
4 相談件数 0件

□正副会長会・総務部会合同会議

- 1 と き 平成26年9月24日(水)
2 ところ 長野市、会館
3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長、関、竹淵、河西各部員

4 会議事項

- (1) 関地協連絡会の実施について
(2) 行政書士コンプライアンスマニュアルの改訂について
(3) その他

□一日合同行政相談所

- 1 と き 平成26年9月24日(水)
2 ところ 長野市、長野バスターミナル会館
3 出席者 宮下、小島各長野支部会員

□神奈川会国際部主催「平成26年度入管実務研修会」

- 1 と き 平成26年10月1日(水)
2 ところ 横浜市、横浜市開港記念会館
3 出席者 吉田副会長、赤羽部長、三浦副部長、春日部員

4 演 題

新在留管理制度施行3年に向けて—実務上の留意点—

- (1) 平成26年一部入管改正法の概要解説
- (2) 新在留管理制度施行2年を経ての実務上の留意点

5 講 師

法務省東京入国管理局横浜支局

- (1) 総務課課長 簾内友之 様
- (2) 就労・永住審査統括審査官 永澤耕一 様

法定業務研修会

- 1 と き 平成26年10月2日(木)、3日(金)
- 2 と ころ 塩尻市、塩尻市市民交流センター
- 3 出席者 山崎会長、佐藤副会長、白井部長、永村副部長、井出部員、会員59名

4 研修内容・講師

【第1日目】

1時限～ 2時限目	挨拶、相続に関して、法定業務研修の目的と狙い・山崎会長、佐藤副会長、白井部長
3時限目	第2章 相続人・二瓶市民法務副部長
4時限目	第3章 相続の効力・二瓶市民法務副部長
5時限目	第4章 相続の承認及び放棄・二瓶市民法務副部長
6時限目	コンプライアンス研修・佐藤副会長、白井部長

【第2日目】

7時限目	遺言・松本公証役場公証人粕信雄先生
8時限目	公正証書遺言の具体的な事例等・松本公証役場公証人粕信雄先生
9時限目	第5、6章 財産分離・他・二瓶市民法務副部長
10時限目	第8章 遺留分、その他・二瓶市民法務副部長
11時限目	成年後見制度と行政書士の業務・コスモスしなの諸野脇副支部長
12時限目	効果測定

東京入管後援外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 平成26年10月7日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京入管本庁舎
- 3 出席者 山崎会長、吉田副会長

関地協連絡会業務連絡会事前会議

- 1 と き 平成26年10月7日(火)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 山崎会長、坂本、佐藤、山本、吉田各副会長、香坂、小林、赤羽、清水各部長

4 会議事項

- (1) 平成26年度関東地方協議会連絡会業務連絡会について

関東財務局長野財務事務所主催「金融庁の業務説明及び意見交換会」

- 1 と き 平成26年10月7日(火)
- 2 と ころ 長野市、長野第二合同庁舎
- 3 出席者 小野部長、大塚部員

一日合同行政相談所

- 1 と き 平成26年10月9日(木)
- 2 と ころ 佐久市、佐久勤労者福祉センター
- 3 出席者 香坂、井出各佐久支部会員

広報部会

- 1 と き 平成26年10月9日(木)
- 2 と ころ 長野市、会館
- 3 出席者 佐藤副会長、蟹澤部長、林副部長、田嶋、藤森、東谷、宮島、天野、大前各部員

4 会議事項

- (1) ホームページについて



支部だより

上田地域広域連合消防本部、上田支部 若林政夫氏に対して感謝状を授与



5月25日発生した転落車両火災にあたり、初期消火及び人命救助により、上田地域広域連合消防本部より感謝状を授与されました。8月15日、お盆休み中にも関わらず取材に応じていただきました。

—事故当時の様子は？

>40年来の仲間3人で山菜取りに入山したときです。

我々は徒歩で山道を進んでいました。

車でここまで登ってくるのも珍しかったので視線をやると、見ている前で土手下に転落してしまいました。

—事故の状況は？

>乗っていたのは老夫婦です。

突き刺さるようにフロントを下にして、さらに完全な横向き（左右ドア側が上下にある）でした。

この状態ではドアが重くなかなか開けられない。

さらに、車の腹が見えておりガソリタンク近くの部品から煙が上がっていました。

—救助は3人で？

>そうです。おそらく一人ではドアを開けられなかったでしょう。

手分けして救助と砂を掛けて初期消火を行いました。

全員が車から離れた直後、5メートルほどの火柱があがり爆発炎上しました。

—救助にあたって恐怖心は？

>考えられませんでした。まず人命救助、それと山火事に拡大することが心配でした。

—最後にコメントを一言。

>チームプレイと体力が重要だと思いました。大事に至らず良かったと思います。

とっさの判断で、人命と山火事防止を考えられたことに感服いたします。

行政書士はプライベートであっても品格ある振る舞いを心掛けるべし、とまとめたいと思います。(interviewer 広報部 林)



支部だより

上田支部無料相談会報告

上田支部 柳澤 誠

8月30日（土）上田市中央公民館において、上田支部無料相談会を開催しました。相談員は支部役員、一般会員より公募した会員11名で行い、午前中の3時間で合計13件、相談内容は相続遺言9件、農地2件、境界1件、日照1件でした。お盆で親族が集まり様々な話が出た後のタイミングであったのか、過去にない盛況ぶりとなりました。

また、最近はテレビ等の情報の影響や権利への意識が強くなっている為か、相談者はよく勉強しているように感じます。表面的ではありますが「法定相続分」「相続税」はもちろん、「遺留分」といった知識をお持ちの相談者もおられ、相談員である我々も正確な知識は当然の事、それぞれの事情に応じた回答が求められます。

その一方で、「財産を孫にあげたい」といった漠然とした相談もあり、専門的な立場からの分析とともに、ご本人が何を一番に求めて相談に来られたのかを聞き出す「傾聴力」も求められるように思います。

今回はお二人の新入会員の方も参加して、サブ相談員として対応していただきましたが、ベテラン会員の対応を見て相談会のみならず日常の業務においても、お客様にどのように対応したらよいか参考になったのではないかと思います。各支部において無料相談会が開催される際には、ぜひ新入会員の皆様にも積極的にご参加いただきたいと思います。

無料相談会はこれまでも地域住民の皆様への貢献と行政書士の知名度向上に繋がってきた重要な活動ですが、さらに一歩進めて相談を通じて個々の会員の業務獲得へとつなげられるようにできる仕組み作りや開催時期、分野を絞った専門相談会の検討など、より良い相談会となるよう改善していくことも大切であると思いました。

最後に今回の相談会において、相談の多かった相続遺言分野について再確認することができる書籍をご紹介します。私もお紹介いただいたファイナンシャルプランナー用テキストですが、必要な情報が網羅されているので手元において確認するのに非常に便利な一冊です。



『F Pテキスト／相続・事業承継設計 平成26年度版』
日本F P協会発行（2014年）



飯田女子高等学校進路ガイダンスに参加して

去る8月4日（月）に飯田市にある飯田女子高等学校の進路ガイダンスにお呼びいただき、行政書士業及び士業について高校生に講義をおこなう機会をいただきました。当日は私の他に介護士や美容師、喫茶店の店長さんなど20余名の方が講師として招かれており、高校1・2年生がそれぞれ興味のある職業についてガイダンスを受けました。

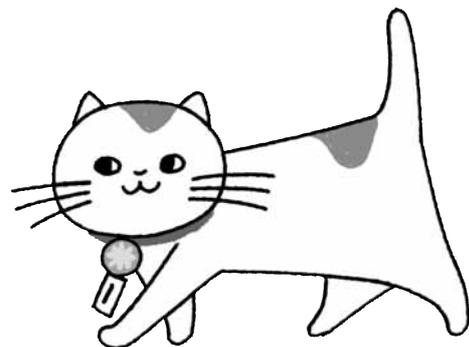


私のガイダンスの参加者は高校2年生が9名、持ち時間は30分とのことで、「行政書士の沿革」「他士業との違い」について話しをさせていただいた後、行政書士業の例として、車庫証明申請書が何故必要なのかを「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等を読み解きながら説明をいたしました。

また、遺言書を作成して「気持ちが楽になった」という方の例を紹介し、行政書士業は書類を作ることで安心をお届けできる職業だということを話させていただきました。

講義の最後に、大学へ進学する方が良いかとの質問があり、独学でも取得できる資格であるが、法学部に進学して法律について学んでおくことは、独立開業したときに法律条文にあたりながら業務をすることに慣れることができるので、やや近道になるかもしれないとお答えしました。

（伊那支部 東谷龍也）



会 員 の 動 き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

— 入会者 — 個人会員

所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録 年 月 日	氏 名	事務所 (市町村名のみ)
諏訪支部	26. 7. 15	村上 邦之	岡谷市	伊那支部	26. 7. 15	窪田 憲和	上伊那郡飯島町
松本支部	26. 7. 15	大澤 浩平	松本市	松本支部	26. 7. 15	北沢 浩明	塩尻市
松本支部	26. 8. 1	宮澤 優一	松本市	長野支部	26. 8. 15	小山 朝之	埴科郡坂城町
佐久支部	26. 8. 15	北澤 裕美	佐久市	松本支部	26. 8. 15	須澤光太郎	松本市
松本支部	26. 9. 15	金子 宣昭	塩尻市	松本支部	26. 9. 15	赤羽 稔	塩尻市
長野支部	26. 9. 15	戸谷場親一	長野市	長野支部	26. 10. 2	村田 博	長野市

— 退会者 —

所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日	所属支部	氏 名	退 年 月 日
松本支部	二條 範雄	26. 7. 4	飯田支部	小笠原正敏	26. 7. 31	飯田支部	長沼 昌司	26. 9. 30
長野支部	齋藤 庄平	26. 9. 30	松本支部	田中隆一郎	26. 9. 30	飯田支部	田中 良博	26. 9. 24
飯田支部	古林香菜子	26. 9. 30						

ご 逝 去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

萩 原 長 郎 殿 (伊那)
平成26年 8 月

編 集 後 記

僕の一日は、まず木曾駒ヶ岳を眺めてから始まります。朝、マンションの玄関を出ると、正面に木曾駒ヶ岳が見えます。今朝は良く晴れていましたので、既に紅葉が始まっている中腹から山頂までが、空が明るくなっていくにしたがって真っ赤に映っていくのは印象的でした。

今月号の表紙には、その木曾駒ヶ岳の絵を使わせていただきました。この絵を描かれたのは長野支部の中嶋豊先生です。先生は今も絵を描き続けておられますが、これまでに400枚を超える絵を描かれていて、先生のホームページでそれらの絵を観ることができます。僕にとっての駒ヶ岳のように、会員の皆さんの身近にある山の絵もありますので、ホームページを訪問してみてください。

(中嶋先生のホームページ：w1.avis.ne.jp/~nakajima/)

(広報部 東谷)

行政書士NAGANO 投稿募集

広 報 部

広報部では、長野県行政書士会会員からの投稿を下記の要領により受付いたします。

1. 原稿等について
 - (1) 表紙用の写真、絵画、書など
作品及び作品の簡単な説明（100字程度）
 - (2) 行政書士業務に関する研究論文、資料あるいは実務事例報告など
字数2,000字程度
 - (3) その他
自由投稿
2. 上記投稿は、自作で著作権法等に抵触しないものに限りです。(肖像権等ご注意ください。)
3. 本会及び他者（個人・団体を問わず）の誹謗・中傷、あるいは不穏当な語句を含む原稿は掲載できません。
4. 原稿などの送付方法について
 - (1) 原稿は、メールあるいはメールに文書ファイル、画像ファイル等を添付してお送りください。
 - (2) FAX及び手書きによる原稿は出来るだけご遠慮下さい。
 - (3) 投稿の際は、件名に「広報誌投稿」と記載し事務局宛にお送り下さい。
 - (4) 投稿後の原稿の訂正は必ず書面（メール含む）で行ってください。
5. 原稿等は随時募集しておりますが、広報誌は年4回の発行となっておりますので投稿者の掲載したい時期に掲載できない場合もございますので、ご了承下さい。
6. 投稿原稿の採否は広報部会で決定いたします。採否の理由については一切お答えできません。また、原稿は採否に関わらず返却いたしません。
7. 編集の都合により大幅な加筆、修正、削除等が必要な場合は広報部から投稿者に対して連絡いたします。その求めに応じていただけない場合は掲載できませんのでご了承下さい。
8. 投稿を掲載したことにより発生したトラブルに関して、県行政書士会及び広報部は一切責任を負いません。
9. 掲載記事に関する質問・意見については一切お答えできません。

Eメール：gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <http://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@msa.biglobe.ne.jp

発行者 会長 山崎 隆二
編集者 広報部長 蟹澤 幸子

印刷 三和印刷(株)

おかげさまで
民間分析機関 受付実績

No.1
(※9社調べ)

建設業 経営状況分析
ワイズ公共データシステム 株式会社



電子申請支援システム
建設業統合版に **2つの新機能** を追加しました

最新 OS Windows 8.1 (32bit/64bit)
Windows8/7/Vista 対応

請求管理機能

請求書 / 領収書から事件簿の作成まで
自動連動します

追加オプション機能①

見積書・請求書・領収書のほか、
請求・入金・未入金管理、
顧客別売上集計、事件簿（帳簿）
自動作成機能まで、行政書士先生の
業務をフルサポートします。

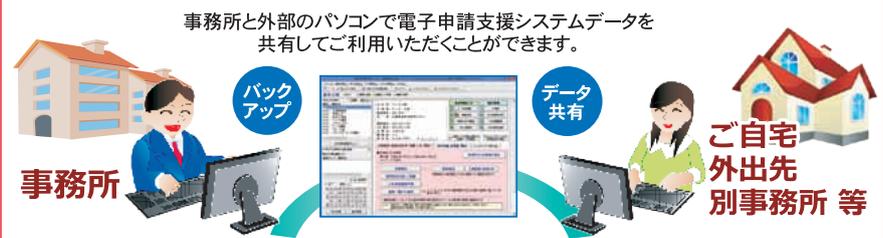


インターネットバックアップ

外出先・遠隔地の
パソコンとデータ共有

追加オプション機能②

電子申請支援システム登録データを
自動バックアップします。
事務所で作成したデータを外出先・
別事務所のパソコンでデータ共有
して作業することができます。



追加オプション機能について

次回の更新時まで完全無料 でお試しいただくことができます。

その後は、**追加申請2件ごとに1機能を無料で更新** できます。

詳細については
ホームページ等を
ご覧ください。

- 例1) 現在、電子申請支援システムを1ユーザーでご利用いただいている場合に、請求管理機能のみを追加する場合
 - ・ 3申請の方は5申請（現状+2申請）継続で永年無料
 - ・ 4申請の方は6申請（現状+2申請）継続で永年無料
- 例2) 現在、電子申請支援システムを1ユーザーでご利用いただいている場合に、請求管理機能とインターネットバックアップ機能を追加する場合
 - ・ 3申請の方は7申請（現状+4申請）継続で永年無料
 - ・ 4申請の方は8申請（現状+4申請）継続で永年無料

経営状況分析詳細資料・ソフトCDを無償にて送付いたします

FAX この用紙をFAXにて
026-232-1190

メールにて
info@wise-pds.jp

お電話にて
026-232-1145

ホームページから
ワイズ公共 検索

事務所名	TEL	FAX
ご担当者様	ご住所 〒	-

国土交通省登録 経営状況分析機関
登録番号4

ワイズ公共データシステム 株式会社



- 本社 / 〒380-0815 長野市田町2120-1 TEL 026-232-1145 info@wise-pds.jp
- 北海道営業所 / 〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目11番地1 23山京ビル7階 TEL 011-802-7685
- 大阪営業所 / 〒540-0026 大阪市中央区内本町2丁目4番16号 オフィスポート内本町3階 TEL 06-6948-6615
- 福岡営業所 / 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-4-8 ダヴィンチ博多シティ3階 TEL 092-292-8101



株式会社ワイズ | 本社 / 〒380-0803 長野市田町1-8-14 TEL 026-266-0710
| ソフトサポートセンター TEL 026-266-0792 info@wise.co.jp